

W01202662 号-2

平成 18 年 12 月 11 日

日本原燃株式会社 殿

ロイド・レジスター・ジャパン (有)
代表取締役 ク里斯 ウォルター


平成 18 年度 第 2 回定期監査 報告書 (その 2) 再処理事業部の監査結果

1. 一般事項

依頼法人	日本原燃株式会社	〒039-3212 青森県上北郡六ヶ所村大字尾駒字沖付 4-108
監査名	平成 18 年度 第 2 回定期監査	
監査対象部門	(その 2) 再処理事業部	
監査場所	日本原燃株式会社 再処理事務所、及び事務本館 (六ヶ所村)	
監査実施日	平成 18 年 11 月 6 日 ~ 9 日	
担当監査員	(ロイド・レジスター・ジャパン)	[]、[]

2. 平成 18 年度 第 2 回 定期監査の視点

2.1 これまでの監査経緯

今回の監査視点を後述するが、先ず、これまでの定期監査の概略経緯をまとめておく。

(1) 第 1 回定期監査(平成 16 年度第 1 回)

日本原燃株式会社殿(以下、JNFL という)の「品質保証体制の確立に係わる改善策(以下、「改善策」という)」が、その実行の規範となる規定文書類に適切に反映されているか否かを評価した。

(2) 第 2 回定期監査(平成 16 年度第 2 回)

品質保証室をはじめとする室部門の品質保証活動が、「改善策」を反映した規定文書類の手順に従って的確に実行されているか否かを評価した。

(3) 通算第 3 回定期監査 (平成 17 年度第 1 回)

上記第 2 回目の監査で対象とした活動内容が維持・継続・改善されているか否かを観察する中で、それぞれの活動項目における P D C A の展開度の確認に注力した。

Lloyd's Register, its affiliates and subsidiaries and their respective officers, employees or agents are, individually and collectively, referred to in this clause as the 'Lloyd's Register Group'. The Lloyd's Register Group assumes no responsibility and shall not be liable to any person for any loss, damage or expense caused by reliance on the information or advice in this document or howsoever provided, unless that person has signed a contract with the relevant Lloyd's Register Group entity for the provision of this information or advice and in that case any responsibility or liability is exclusively on the terms and conditions set out in that contract.

Form 1124 (2005.02) 注記:個人名はプライバシー保護のためマスキングとする(日本原燃)。

(4) 通算第4回定期監査 (平成17年度第2回)

「改善策」として取り上げられた事項を中心にして、監査項目を任意抽出する態様を取り、品質保証活動のPDCAの展開継続状況の確認を行った。

(5) 通算第5回定期監査 (平成18年度第1回)

「改善策」及び「品質システムの基本事項」の中から任意抽出した項目について、品質保証活動のPDCAの展開継続状況を確認するとともに、一部の部門に対しては当該部門が担当する特有業務を抽出して、その開始から終了までの一連の業務実施状況を監査した(プロセス監査)。このプロセス監査は、従来の横糸的な(項目ごとの)監査だけでなく、縦糸的な監査(業務プロセスを対象にした監査)を取り入れたものであり、実際の業務への品質システムの定着状況を評価するうえで有効であった。

2.2 平成18年度 第2回定期監査(今回)の視点

これまでに実施された5回の定期監査を通じて、「改善策」の実施状況についてはPDCAが一巡し、その過程を通じて、常時の品質保証活動にPDCAを意識する機運が根付きつつあることを観察してきた。また、業務を個人の温度差なく的確に実施するための規定文書類も充実してきた。

こうした背景を踏まえ、また再処理事業部においてアクティブ試験が実施されていることに鑑みて、今回の監査では表1に示す項目の中から監査対象を選択することとし、監査過程では常に「改善策」を念頭に置くものとした。

表1 実地監査の対象項目と注力点

(大小を問わず)何らかの工事発注から検収に至る一連の活動に係るプロセス監査	
A	注力点: ①仕様書の作成・承認、②発注先からの提出図書のレビューと承認、③文書管理、④製造段階の管理(記録確認、立会など)、⑤不適合管理、⑥検収、⑦関連記録の整備、等
何らかの範囲の運転・試運転行為に係るプロセス監査	
B	注力点: ①実施要領書の策定、②その改正、③管理監督状況、④作業員からの記録、⑤その点検・承認、⑥関連部門との連携、⑦発生したトラブル／不適合(ヒヤリ・ハットを含む)の分析・評価／処置／報告、⑧改善／再発防止への取組み(教育及び小集団活動対応等を含む)、⑨完結段階での記録の整備・保管、⑩規定類の改正要否の検討、等 注: アクティブ試験に関連した活動については本カテゴリーの中で扱い、サブテーマごと(担当部門ごと)に重点的に監査対象とする。
何らかの保守・保修活動に係る監査	
C	注力点: ①実施要領書の策定、②その改正、③外注を使用した場合は管理監督状況、④作業員からの記録、⑤その点検・承認、⑥改善への取組み、⑦終了段階での記録の整備・保管、等 注: アクティブ試験の結果として実施された保修活動(改修活動)については、重点的に監査対象とする。
品質保証活動として重要な基本事項に関する監査	
D	①事業部長レビュー、②教育・訓練(技術・技能認定制度を含む)、③不適合(システム不適合を含む)及び是正処置、④内部監査、⑤調達先監査、⑥品質記録、等

表1におけるA、B、C項は、プロセス監査に属するものであり、各部門の定常業務の流れの一区切りを対象として実地監査を行ない、当該業務を遂行する過程で、各種の規定文書類の定めを適格に適用しているか否かを検証するものである。

3. 監査の態様

監査は文書監査と実地監査に大別され、監査対象部門ごとに2名の監査員で対応した。

文書監査は、意図する品質保証活動の理念や実行手順が規定文書類に適切に織り込まれていることを確認するものである。これまでの定期監査の過程で既に多くの規定文書類を文書監査対象にしてきたので、被監査部署に新規制定又は改正された規定文書類（規程、要則、要領、細則、マニュアル類）がある場合のみ紹介を受けることとした。

実地監査は、「決めたことを、決めた通りに実践・実行しているか否か」を評価するものである。従って、監査対象部門に対しては、監査事項ごとの実践・実行状態が評価できるエビデンス（帳票・記録類）の提示を求めると共に、説明を求めた。説明内容が不十分である場合には質疑応答を行った。エビデンスが複数ある場合は、監査員が任意にサンプリングを行うことによって、被監査側が意図的に特別なエビデンスのみを準備することを回避した。この態様は従来の定期監査と同様である。

今回も注力したプロセス監査は基本的に実地監査に属するが、格好のプロセス監査対象がない部門に対しては、表1のD項を適用した一般監査を行うこととし、該当する活動の品質記録の閲覧とヒヤリングを行いつつ、P D C Aの展開継続状況が維持されているか否かを監査した。

4. 評価の基準

■文書監査では、次のいずれかを基準とした。

① 品質保証活動への要求事項として策定された「改善策」*

* : 「再処理施設 品質保証体制点検結果報告書(改訂)」の添付17に示される「品質保証体制の改善策の具体的な内容」

② JEAC 4111-2003

③ 監査対象としている社内規定の上位規定及び関連規定類

■実地監査では、品質保証に係る活動の実行状況の適切性を確認するという目的に照らして、当該実行行為を律している規定文書類の最新版を監査基準とした。

5. 監査結果の評価表示

監査結果は下記の区分で表示することとした。部門ごとの監査事項が複数であり総合所見が「良好」という判定であっても、該当する事項が観察された場合には提起してある。

区分	定義
指摘事項	要求事項が実践・実行されていない事項。不適合であり是正が必須。
観察事項	規定文書類に定められている要求事項がほぼ実践・実行されているが、その実践・実行の程度が必ずしも十分でないため、何らかの改善を期待する事項。
提言事項	規定文書類に定められている要求事項が実践・実行されている。その上で、今後のより優れた運用を期待して参考提言する事項。 提言事項の採否は、受審者の任意でよい。

6. 監査結果

再処理事業部の各部署に対する監査結果の詳細を添付—1に記載した。監査の日程と出席者を添付—2に示す。

再処理事業部に対する総括所見は、下記の通りである。監査にサンプリング方式を適用したので、ある特定の場面を観察したという一面もあるが、大綱的には実態を捉えていると見てよい。なお、全社対象の総括については「全体総括編（W01202662号-0）」を参照していただきたい。

① 「指摘事項」は観察されない。

サンプリング方式を適用して規定文書類及び帳票・記録等を閲覧しつつ説明を受けた範囲では、このたび監査対象としたいづれの部門にも「指摘事項」は観察されなかった。すなわち、決めたルールを決めた通りに守りつつ業務が遂行されている状況が、前回の監査時点以降も維持・継続されていると見なせる。

② 「品質保証に係る活動」のP D C A展開が維持・継続されている。

一般に、実施した業務の中でトラブル／不具合を経験したための是正又は予防を検討する過程、あるいは、何らかの改善を図る過程で、P D C Aが展開していく。その具体的な現れの一つは、規定文書類の新規制定や改正である。

再処理事業部に対するこのたびの監査は、全ての部門を対象にしたわけではなく、また、文書監査を適用しなかった部門もあるが、幾つかの規定文書類の新規制定や改正が紹介された。品質保証活動に係るP D C A展開が維持・継続されている一つの証と判断する。

③ プロセス監査の結果は良好である。

再処理事業部に対する従来の監査対象は、品質、設計、工事、及び運転等を支援する業務部門が主な監査対象であった。今回の定期監査では、可能な限りアクティブ試験に係る対象分野を選定し、プロセス監査をより多く適用した。プロセス監査では監査の切り口が限定されないため、実態把握のうえで有効である。具体的には、分析分野、ウラン精製分野、雑固体廃棄物管理分野、及び計装保修分野についてプロセス監査を実施した。監査の詳細は部門別の監査結果（添付—1）に示すが、いづれの監査結果も総じて良好であり、日常の業務プロセスが所定のルール／手順に従って適切に展開されていることを検証した。

プロセス監査の範囲では、「観察事項」1件、「提言事項」4件を提起した。これらを踏まえた注力点を一言で表せば、「広義の文書管理」といえよう。些細なことでも個人差を回避するための規定化、規定に忠実に従った帳票作成、規定類や図面類に係る最新版管理などである。試験・記録・評価が反復されるアクティブ試験段階において既に留意されていることであるが、敢えて記載しておく。P D C A 展開を期待したい。

④ 品質保証活動として重要な事項に関する監査結果は良好である。

プロセス監査を適用しなかった部門に対しては、表1のD項に基づいた監査(一般監査)を実施した。部門に応じて、①事業部長レビュー、②教育・訓練、③不適合(システム不適合を含む)及び是正処置、④内部監査、⑤調達先監査、⑥品質記録、等から任意に監査テーマを選択したが、この分野で1件の「提言事項」を提起したのみであり、全体として品質システムは良好に機能していると判断する。

⑤ 前回の定期監査での「提言事項」が前向きにフォローされている。

前回の定期監査で提起した「提言事項」は採否任意の位置づけであったが、全項目が前向きに捉えられ、改善策が検討されていた。アクティブ試験という重要で繁忙な時期にもかかわらず対応されたことに敬意を表したい。コメントに対する強制感によるものではなく、納得づくでの改善として策定され、業務に生かしていただけたとすれば幸いである。

⑥ 小集団活動が展開されている。

ボトムアップ型品質システム向上を志向する「小集団活動」が全社大で展開されている。テーマは「ヒューマンエラー防止」であり、再処理事業部でも管理層の理解の下で推進された。詳細版(添付-1)でも言及したが、今後とも実のある活動として定着させるには、①全組織部門の参画意識をいかに持たせるか、②一過性でない活動に相応しいテーマをいかに企画していくか、③成果の有効活用状況を参画した組織に示しえるか、がポイントであろう。推進窓口部門が継続的役割りを發揮していくことを期待したい。

以上

再処理事業部に関する監査結果 (部門別の詳細版)

平成 18 年度 第 2 回定期監査

部門別の監査結果 (再処理事業部 No. 1)

被監査部門	再処理事業部 保安監査部 保安監査課	備考 (参照規定類、等)
監査実施日	平成 18 年 11 月 6 日	
(文書監査)	今回の監査では適用せず。なお、実地監査時に一部関連コメントを行った。	
(実地監査)		
1. 内部品質監査		再処理事業部 品質監査要領 A3-14-17-001-07
	平成 18 年度第 1 回定期監査時において、右記の品質保証標準類が改正され、新たな視点での内部品質監査が実施されていることを確認した。その大きなポイントとして、被監査部門への内部監査チェックシートの事前配布を止め、監査対象に対する抜打ち性を取り入れたこと、及びプロセス監査を導入したことである。この方針に沿って、下記に示す 2 件の内部監査結果を審査した。	
1) 液体廃棄物の海洋放出に係るプロセスの適切性について	アクティブ試験に関するテーマとして、複数の部門(運転部、放射線管理部、協力会社)間のインターフェースに係る調整機能を含めた当該監査が実施された。本監査の実施に当たっては、事前に監査チームによる監査方針徹底のためのミーティング(H18.6.20)が行われている。被監査部門には監査計画書が事前(H18.6.23 付)に提示されているが、従来実施されていた監査チェックシートの事前送付は行わず、抜き打ち性を重視している。監査は、平成 18 年 8 月 24 日～30 日にかけて実施され、その結果、4 件の指摘事項が提起された。正式報告書は、9 月 27 日に提出され、10 月 25 日に事業部長の承認を得て、該当部門に送付され、現在フォローアップ活動が実施されつつある段階である。本件は、第 2 四半期の事業部長レビュー(H18.10.30)にも報告されている。指摘内容、及び本監査に係る一連の活動が適切に実施されていることを確認した。	
2) 設計管理に係るプロセスの適切性について	設計に係る業務は多部門に関連することから、これらの関連部署間のインターフェースに係る調整処理の実施状況の確認を含め行われた。本監査対象となった部署は、再処理計画部、施設建設部、技術部、保修部、運転部、品質管理部であった。本監査に関連した監査チーム打合せが平成 18 年 5 月 12 日に監査チームが作成したチェック項目に係る検討を含めて実施された。監査は、平成 18 年 7 月 7 日～9 月 25 日にかけ、順次実施され、平成 18 年 10 月 25 日に報告書が提出されている。今回の監査では、「海洋放出管ピット移設工事(技術部、保修部)」及び「粉体ホッパ擬似粉面警報発報防止対策(運転部)」を具体的件名としてサンプリングした。両件とも監査計画の作成から報告書作成・提出までの一連の活動が有効かつ適切に実施されていることを確認した。	
2. 調達先監査		
	平成 18 年度第 1 回定期監査実施以降、年度計画に従って、3 件の調達先監査が実施されている。その内の 1 件については、調達先監査報告書中に記載されていた協力会社との契約形態について、事業部長から確認の指示が出るなど監査結果が有効に活用されていることを確認した。	
(第三者監査所見)	上記の監査範囲において、品質システムは良好に機能していると判断する。	

平成 18 年度 第 2 回定期監査

部門別の監査結果 (再処理事業部 No. 2)

被監査部門	再処理事業部 品質管理部 品質管理課	備考 (参照規定類、等)
監査実施日	平成 18 年 11 月 6 日	
(実地監査)		
1 時間という限られた時間の範囲で、限定されたテーマについて監査を行った。		
<p>1. 放射性物質の体内取り込み問題を契機とした小集団活動の窓口活動</p> <p>再処理工場で発生した「分析作業過程での放射性物質の体内取り込み」については、JNFL として直接的な再発防止対策に取り組む一方で、協力会社を含めた全従業員の意識高揚を図るべく全社大の小集団活動が企画された。再処理事業部における推進窓口を品質管理課が担っている。</p> <p>当該活動は「ヒューマンエラーの防止」という切り口で実施されており、「改善項目」に掲げられている「JNFL と協力会社の双方向コミュニケーション向上」を視野に入れていることは好ましい。本年 8 月以降、多くの小集団チームが編成され、かなりの提案が発出されつつあるようなので、その成果の活用が待たれる。</p> <p>ボトムアップ型品質システム向上を志向する「小集団活動」は、多くの企業で採用されているが、実のある活動として定着させるには、①全組織部門の参画意識をいかに持たせるか、②一過性でない活動に相応しいテーマをいかに企画していくか、③成果の活用状況を参画した組織に示しえるか、がポイントであると心得る。決して平易でない推進窓口部門の継続的役割りの發揮を期待したい。</p>		
<p>2. 不適合に係る対応窓口活動</p> <p>開発要素を含んだアクティブ試験の過程で不適合の発生は不可避であるが、品質管理課はその対応窓口機能を担っている。不適合の処置活動は主管部門の責務であるが、処置活動のスピードは安全面と機能面の評価に応じて、窓口部門が把握・管理することになる。</p> <p>当該管理状況を可視化する方法の一つとして、「不適合の処置案の未完了に対する評価票」に基づいて再処理安全委員会で審議する仕組みがあり、アクティブ試験の第 1 ステップから第 2 ステップへの移行に際して適用されている。また、不適合管理の一翼として「期限管理」の具体化が進行中である。</p> <p>不適合発生時の重要な対応に「水平展開の要否検討」がある。これは、主管部門からの提案→不適合検討WGによる評価→保安監査部による審査、というステップで対応している。「水平展開依頼票 兼 回答票」を閲覧し、当該活動の実施状況を確認した。</p>		
(第三者監査所見)		
上記の監査範囲において、品質システムは良好に機能していると判断する。		

平成 18 年度 第 2 回定期監査

部門別の監査結果 (再処理事業部 No. 3)

被監査部門	再処理事業部 品質管理部 教育課	備考 (参照規定類、等)
監査実施日	平成 18 年 11 月 6 日	
(文書監査)		1) 分析作業に係る 実技試験マニュアル A5-P4-05-006-06
分析課で発生した放射性物質の体内取り込みに対する対策の一環として、技術技能認定制度中に実技試験の実施が含まれた。この実技試験に対応するためのマニュアル類が新規制定され、短期間の内に実情に整合するように改訂が行われている。実情に即した速やかな対応がなされていることを確認した。		2) 運転操作に係る 実技試験マニュアル A5-P4-05-007-01
(実地監査)		
1. 事業部全体の教育管理		
平成 18 年度第 1 回定期監査時において、教育課では再処理事業部全体の教育実施状況をより的確に把握・管理するため、3ヶ月毎に力量表を教育課に提出させ、気付き事項等がある場合、その旨を記載し、各部門に対応依頼する活動を実施していることを確認した。今回の監査では、本活動が継続的に実施され、定着しつつある状況を確認した。		1) 教育訓練要領 A3-P4-05-001-17
また、力量管理は、これまで一般職に対して実施されてきたが、平成 17 年 9 月～平成 18 年 8 月までの期間における役職者に対する力量管理を右記の要領・細則に従って実施された。各人の力量評価は直属上司が行っている。今後、本制度の実質運用が図られる予定である。		2) 力量管理実施細則 A4-P4-05-004-03
2. 技術・技能認定制度		
運転部 分析課で発生した放射性物質の体内取り込みに対する県への報告書（「再処理施設における作業員の内部被ばくに係る調査結果」H18. 7. 11 付）において、今回の事象に関連する追加教育、実技試験の実施ならびに協力会社への展開等が約束事項として提示された。		
分析課に対しては、既に上述の全ての試験を完了しており、水平展開としての他部署及び協力会社に対する追加教育（各所管課で実施）、追加試験、及び従来の筆記試験が 9 月 30 日までに終了している。この過程で、試験に不合格となった者に対しては再試験の機会が設けられるなどの配慮もなされている。なお、今後、実技試験が計画されている。これらの実施結果は、「教育訓練計画の実施状況（H18. 10）」として、県・村に報告されている。		
なお、上述の一般作業に係る各種の試験に合格した後、放射性物質の体内取り込みの可能性のある特殊作業を行う要員については、特殊作業に係る実技試験に合格することが必須条件となっている。		
この一連の過程において、教育課では各所管課との打合せ等を通じて、試験問題の作成、実施、採点を行うとともに、実技試験のためのチェックリストの作成を含む種々の対応を精力的に実施している。これらの活動を通じて、本技術・技能認定制度が定着し、社外的にも認知される有効な制度となりつつあることを確認した。		
(第三者監査所見)		
上記の監査範囲において、品質システムは良好に機能していると判断する。		
(提言事項)		
役職者に対する力量管理に際して、これらの力量表を当該役職者の力量向上にどのように役立てるかの具体的方針（力量不足事項の追加教育の実施方法など）を検討されることが望まれる。		

平成 18 年度 第 2 回定期監査

部門別の監査結果 (再処理事業部 No. 4)

被監査部門	再処理事業部 品質管理部 許認可業務課	備考 (参照規定類、等)	
監査実施日	平成 18 年 11 月 6 日		
(前回の提言事項のフォロー状況)			
<p>前回の定期監査（平成 18 年 5 月）において、下記の提言事項（採否は任意）を提起した。許認可業務課においては、当該提言事項を前向きに捉えて、フォロー活動が実施されたことを確認した。下記に提言事項を再掲し、その下段にフォロー状況を付記しておく。</p>			
<p>■提言事項（設工認の照合に係る事項）</p> <p>チェックシートの活用は、点検漏れを防止するとともに、責任の所在を明確にする上で有効である。この場合、担当者級と部長級では点検範囲と点検視点がおのずと異なるはずである。その意味で、チェックシート様式を再検討することが望まれる。</p> <p>また、チェックシートに押印される検印数が極めて多いことが、かえって信頼性を乏しくする感がある。誰がどの範囲を確實に責任点検したのかを明確にする配慮も望まれる。チェックシートに添付された各種の情報の存在を承知したことを示す押印と、責任を持って点検したことを示す押印は、区別されることが望ましい。</p> <p>→右記の細則及びマニュアルの改正により、チェックシートの様式が改善された。これにより、</p> <ul style="list-style-type: none"> ①点検内容と点検者の責任の所在がより明瞭に判読できる。 ②担当者級と部長級の点検範囲と点検視点が合理的に区分された。 ③押印が点検者のものであることが明瞭になった。 <p>当該細則に基づく実践状況を、平成 18 年 10 月度の申請案件にて確認した。</p>			
<p>(第三者監査所見)</p> <p>提起した提言事項を前向きに捉えたフォローが実施された。その活動を評価したい。</p>			

設工認照合・審査細則
A4-P3-16-006-04

設工認対応
業務マニュアル
A5-P3-16-001-01

平成 18 年度 第 2 回定期監査

部門別の監査結果 (再処理事業部 No. 5)

被監査部門	再処理事業部 技術部 設計技術課	備考 (参照規定類、等)
監査実施日	平成 18 年 11 月 6 日	
(前回の提言事項のフォロー状況)		
前回の定期監査(平成 18 年 5 月)において、下記の提言事項(採否は任意)を提起した。設計技術課においては、当該提言事項を前向きに捉えて、フォロー活動が実施されたことを確認した。下記に提言事項を再掲し、その下段にフォロー状況を付記しておく。		
■提言事項 (業務の位置付け及び責任の明確化に係る事項)		
1) 設計技術課の各々の活動項目が職制規程分掌業務解明集に規定されているどの事項に該当するのかを検討し、業務の位置付けを明確にされることが望まれる。 →設計技術課の業務の明確化を図るため、右記に示す設計技術課 業務マニュアルが作成された。 当該業務マニュアル中に記載された担当業務と職制規程分掌業務解明集に規定されている業務の整合が図られるとともに、現在、設計技術課が担当している業務がどの職務内容に該当するかの検討が業務分析表をもとに行われ、その妥当性を確認している。		設計技術課 業務マニュアル A5-K7-99-001-00 職制規程分掌業務解明集
2) 事業部を横断的に取りまとめる責務を有している部署であると推察されるが、設計技術課が行った活動に対する責任を明確にできるような実施体制の構築が望まれる。 →設計技術課の活動に対する責任区分を明確にするため、業務インプットに該当する上司からの指示事項については、その指示内容を行動計画書として取りまとめ、これをもとに指示内容の適切性について、業務指示を行った上司の了解を得て、実施業務をオーソライズする仕組みを構築した。 また、設計技術課外への依頼を行う際には、技術連絡書による依頼方法の徹底が図られた。その一例として、関連メークへの依頼事項が技術連絡書(セル貫通部の線量測定点リスト作成依頼)として適切に作成・発行されていることを確認した。		
(第三者監査所見) 提起した提言事項を前向きに捉えたフォローが実施された。その活動を評価したい。		

平成 18 年度 第 2 回定期監査

部門別の監査結果 (再処理事業部 No. 6)

被監査部門	再処理事業部 運転部 分離課	備考 (参照規定類、等)
監査実施日	平成 18 年 11 月 6 日	
(前回の提言事項のフォロー状況)		
前回の定期監査(平成 18 年 5 月)において、下記の提言事項(採否は任意)を提起した。分離課においては、当該提言事項を前向きに捉えて、フォロー活動が実施されたことを確認した。下記に提言事項を再掲し、その下段にフォロー状況を付記しておく。		
1. 提言事項(最新図書を認識させるための配慮)		
①試験活動では特に、計画書の最新版に基づいて実行することが重要である。 再処理工場技術部が発行する「ウラン試験計画書」には各種の試験が含まれているが、自部門が関与する部分のみを抽出して使用されているのが実態である。計画書の表紙に Rev. No. を記載するだけでなく、項目別(例えば、分離試験)の仕切り紙にも Rev. No. を記載する配慮は必要ないか。検討することが望まれる。 →項目別の仕切り表紙に Rev. No. を記載する方式を採用し、アクティブ試験段階から適用したことを確認した。		
②分離課において、最新版への差替えと旧版の回収・破棄は予め指名された担当者が実施する仕組みであり、好ましい。少なくとも課内品質保証標準類として文書化しておくことが望まれる。 →文書化として右記の課内標準を新規策定したことを確認した。		
2. 提言事項(装置・計器の点検/校正状況の確認)		
装置・計器の点検/校正は保修部によって実施される。しかし、試験実施者は、使用する装置・計器が点検/校正済みであることを自ら再確認する習慣は重要ではないか。検討することが望まれる。 →保修課とタイアップして、装置・計器の点検/校正に関するデータベースの構築を検討中である。効果的な活用が期待される。		
3. 提言事項(「注記」の充実に対する配慮)		
試験計画の中に、「データを採取しておくのみ」とか「数値を比較せよ」という簡易な表示のみが示されたものがある。試験計画当事者は意義を理解しているものと察するが、試験者や後日の閲覧者(後輩技術者)には意図が伝達されない。「後続の XX 試験段階で XX を確認するために」などの注記を付すことによって、関係者全員の理解が容易になるのではないか。 →注記の記載に際して、その目的を明示するように改善された。 右記の要領書において実践されていることを確認した。		
(第三者監査所見)		
提起した提言事項を前向きに捉えたフォローが実施された。その活動を評価したい。		

文書配備・管理マニュアル
A5-M6-02-001-01

分離施設
アクティブ試験要領書
アクティブ試験その 1
(第 2 ステップ)
AJ-1200-8212-302-R1

平成18年度 第2回定期監査

部門別の監査結果 (再処理事業部 No. 7)

被監査部門	再処理事業部 運転部 分析課	備考 (参照規定類、等)
監査実施日	平成18年11月7日	
(プロセス監査)	アクティブ試験第1ステップで実施された次の案件を抽出してプロセス監査を実施した。 ■ Kエッジ+蛍光X線装置によるU、Pu濃度測定（分析方法番号：1045） ■ ICP-MS法によるU、Pu同位体組成分析（分析方法番号：J401）	
1. 試験要領書／手順書の起草と承認	試験実施に先立って、上記案件のアクティブ試験要領書、及びアクティブ試験手順書が準備されている。これらの図書は、再処理事業部のルールに従って、技術審査依頼書に基づいて保安監査部と核燃料取扱主任者の審査を受けている。	
2. 報告書の起草と承認	当該試験の結果は報告書にまとめられて、技術評価委員会の審議を受けている。当該委員会の審議結果は条件付の承認であり、数項目のコメントが付されているが、これらが迅速に処理されて、正式承認に至っている。	
3. 分析要領書	分析業務に特化された分析課において、中核となる規定は右記のものである。文書監査の態様で監査した結果は総じて適切であり、細やかに、かつ具体的な規定になっている。気付き事項を「提言事項」として提起しておくので、参考にしていただきたい。	運転部 分析課 分析要領書 品質管理編 A5-M2-07-510-02
4. 図書の最新版管理	上記第3項に述べた分析要領書の下位には、分析・測定の内容別に操作／取扱いに関する極めて多数の要領書類が制定されている。分析課の実務職場が複数の現場に分散しており、また、業務の性格からも「図書の最新版管理」が重要であることに鑑みて、当該管理状況を質問したところ、いみじくも保安検査にて指摘を受け改善中とのことであった。新たに右記のマニュアルが策定されたので、確実な管理の定着を期待したい。	最新版管理マニュアル A5-M2-07-028-00
5. 作業管理者の導入	「分析作業過程での放射性物質の体内取り込み」に関する直接的な再発防止対策の一環として、点検の強化を志向した「作業管理者」が導入された。責務の詳細は右記の規定に定められている。有効性の確認は今後となる。	作業管理者 職務マニュアル A5-M2-07-027-03
6. 分析装置の校正	分析装置の校正は分析課の担当である。校正状況を校正記録で確認した。	
(第三者監査所見)		
上記の監査範囲において、品質システムはほぼ良好に機能していると判断する。次の提言事項を提起する。		
なお、「図書の最新版管理」については、保安検査でのフォローに委ねる。		
(提言事項)		
分析要領書 (A5-M2-07-510-02) に対する気付き事項		
① 「あいまい用語」が散見される。(適切な、許容可能な、必要な、必要により、可能な限り、等)個人差の発生を防止するために、何らかの「ガイド」又は「例示」の付記が望まれる。		
② 第6.(3)項「分析値の信頼性確保」は、AH建屋のみに限定されない事項である。		

平成18年度 第2回定期監査

部門別の監査結果 (再処理事業部 No.8)

(1/3)

被監査部門	再処理事業部 運転部 精製課	備考 (参照規定類、等)
監査実施日	平成18年11月7日	
(プロセス監査)		
精製課が携わったアクティブ試験第1ステップの業務からサンプリングした「ウラン精製性能確認試験」を取り上げ、当該業務開始から終了までの一連の活動が規定に定められた手順に従って実施されているか否かを監査した。		
(I) 試験開始前業務		
1. 要領書/手順書に対する技術審査		
ウラン精製施設に対しては、「アクティブ試験要領書 1300設備アクティブ試験(第1ステップ)」が作成され、本要領書を元にした確認試験が実施されている。これに際して、精製課より技術審査依頼書が提出され、保安監査部及び核燃料取扱主任者の審査(H18.3.30)のコメントを受け、当該コメント内容への対応を記載した回答書がH18.4.10に再度、保安監査部に提出され、その回答内容が承認(H18.4.14)されるという適切な技術審査の処理が実施されたことを確認した。		
2. 放射線管理計画書の作成		
放射線管理に係る業務実施に際しては、当該業務に関する放射線管理計画書を事前に作成し、放射線安全課の承認を受けることとなっている。本案件に関する一例として、「AC建屋の運転管理(2) : 計画No. :06520022」の内容を検証し、適切な処置が実施されていることを確認した。		
3. 協力会社との契約		
運転業務及び巡視点検業務の一部は協力会社に委託されている。委託に際しては、精製課から発注仕様書が提示され、協力会社からそれに基づく関連要領書等の必要書類が提出されている。		
協力会社メンバーに対する教育は、運転管理課が実施しており、今後は技術・技能認定制度の受審も計画されている。		
4. 業務に係る資格の確認		
上述の要領書中には、精製課において保有が望まれる資格として、下記の資格が明記されている。		
1) 危険物取扱者 乙4類、5類 2) 特定化学物質作業主任者 3) 高圧ガス取扱主任者		
上記の資格取得者を資格者リストで確認した結果、精製課においては、1)~3)の各々の資格とも複数名以上の資格者を保有していることを確認した。		
5. 課内での教育		
精製課としての教育は、課員の力量表を用いて、不足もしくは必要とされる力量アップについての教育・訓練計画が立案されている。現在、アクティブ試験が重要な段階にあることから、一部の研修項目の実施が年初に立案された時期より遅れているが、それに係る計画変更が適切になされている。また、上述のNo.4に関する資格取得者の増加を目指す精製課独自の取組みもなされており、課員の力量アップについての適切な取組みが行われていることを確認した。		
アクティブ試験要領書 AJ-1300-8212-301-R2		

(II) 試験実施時業務1. 設備の点検

精製課の運転業務は3交代で実施されているが、各交代勤務時間内に精製課が保有する機器・装置類に対する点検が毎日定期的に実施されており、その結果は「巡回点検日誌(自主点検)」表に取りまとめられている。本表には、点検者、点検項目に対するチェック等が漏れなく記載されており、当該巡回時に不適合事象を発見するなど設備保全の観点からも有効な活動がなされていることを確認した。

2. 運転業務の引継ぎ

アクティブ試験における精製課の運転業務は、3交代で行われている。このため、運転業務は担当者が順次交代していくことから、業務の引継ぎが重要となる。本監査では、このような業務の引継ぎのサンプリング例として、「当直長運転日誌(AC) : H18. 6. 5」の内容を検証した。その結果、引継ぎを必要とする事項は当該日誌中に記載され、当事項が次の担当者によって確實に実施されていることを上記日誌の記録より確認した。

3. 運転条件(設定値)の変更

アクティブ試験の実施に際して、機器及びシステムの設定値変更が必要となる場合がある。この際には、「機器及びシステムの一時的な設定値等変更検討書」により、所定の手続きを行うことが規定されており、「1431 20-2 一時変更(H18. 6. 19)」をサンプリングした結果、核燃料取扱主任者までの確認(H18. 7. 18)を得る適切な処理がなされていることを確認した。

4. 保修作業依頼

精製課における装置類等に故障が発生した場合、保修作業が必要となる。本保修作業が行われた一例として、「 “ドラム故障”に伴う点検依頼(H18. 10. 19)」をサンプリングした。依頼表は計装保修課に電子ファイルとして送付され、計装保修課の承認者により業務依頼が受けられる。また、上記の文書の送付に先立ち、保修工事に際しての液漏れトラブルの防止を目的として、右記に示す手順書に従った事前チェックが精製課内において行われていることを確認した。

保修工事作業前隔離・
液抜き指示手順書
AC-機保-06-082

(III) 試験終了後業務1. 報告書の作成・承認

アクティブ試験要領書及び手順書に準拠した試験に対しては、その報告書(AJ-1300-8222-301-R0)が作成、技術審査依頼書の提出、保安監査部及び核燃料取扱主任者の承認を経てH18. 7. 14付で正式発行されており、所定の手続きが適切に実施されていることを確認した。

なお、技術審査依頼前には精製課での事前審査前チェックシートによる確認作業も行われている。

2. 不適合への対応

精製課ではアクティブ試験の第1ステップ時において、17件の不適合事象が観察された。これらの事例に対しては、不適合処理の規定に則り、適切な処置が行われ、全ての不適合処置が完了していることを確認した。

注記：商業機密に係わる情報があるためマスキングとする（日本原燃）。

部門別の監査結果 (再処理事業部 No. 8)

(3/3)

(第三者監査所見)

精製課が所管するスタートから完了までの実施業務をサンプリングし、その実行状況が規定に従い、適切に行われているか否かについてプロセス監査を行った結果、当該課の業務は関連規定類に従い、適切に実施されていることを確認した。

上記の監査範囲においては、品質システムは良好に機能していると判断する。

(提言事項)

精製課においては、今後のISO9001の取得のための対応として、精製課の所管業務を業務フロー図として作成している。これらの業務フロー図は、精製課の業務プロセスを把握・理解する上で非常に有効活用できる文書であることから、できる限り速やかに精製課の正式文書とすることが望まれる。

平成18年度 第2回定期監査

部門別の監査結果 (再処理事業部 No. 9)

被監査部門	再処理事業部 運転部 廃棄物管理課	備考 (参照規定類、等)
監査実施日	平成18年11月7日	

(プロセス監査)

アクティブ試験第1ステップで実施された「雑固体廃棄物焼却処理設備処理能力試験Ⅰ」の案件を抽出してプロセス監査を実施した。なお、当該試験には外注委託は含まれていない。

1. 試験要領書／手順書の起草と承認

試験実施に先立って、右記の要領書と手順書が準備されている。これらの図書は、再処理事業部のルールに従って、技術審査依頼書に基づいて保安監査部と核燃料取扱主任者の審査を受けている。

処理能力試験Ⅰ要領書
DJ-5240-8212-301-R0
処理能力試験Ⅰ手順書
DJ-5240-8213-301-R0

2. 報告書の起草と承認

当該能力試験の結果は右記の報告書にまとめられて、技術評価委員会の審議を受けている。試験で確認された見かけ上の能力は計画値に未達であるが、試験条件を分析評価した結果として、計画能力を具備しているとの結論が得られている。技術評価委員会の審議結果は条件付の承認であり、数項目のコメントが付されているが、これらが迅速に処理されて、正式承認に至っている。

処理能力試験Ⅰ報告書
DJ-5240-8221-301-R0
DJ-5240-8222-301-R0

3. 廃棄物管理に係るルーチン業務

試験活動を含めて、運転部の活動を律する規定のひとつが右記のものである。その中で、廃棄物管理課に係る事項の実施状況を監査した。

低レベル放射性固体
廃棄物管理細則
A4-M5-08-001-06

①廃棄物処理相談 (右記規定の第10節)

規定を外れた廃棄物が発生した場合に適用される仕組みである。定めに従って、廃棄物処理相談票に基づいた協議が実施され、機能している事例を確認することができた。

②廃棄物管理担当者の選任及び変更 (右記規定の第19節)

廃棄物管理課長は、各課の廃棄物管理担当者を確認管理することになっている。選任／変更状況がリスト化され、管理されていることを検証した。

(第三者監査所見)

上記の監査範囲において、品質システムは機能していると判断する。次の提言事項を提起する。

提言事項

下記の事実に照らして、文書管理のさらなる改善への取組みを期待する。

(下記の事例のみに着目すればマイナー事項であるが、品質活動において「文書管理」は重要)

- ①上記第2項 (報告書) に関して、技術評価委員会からのコメントに対して迅速に応答しているが、審査結果通知の記載からは、委員長が最終了解した事実が（少なくとも第三者的には）観察できなかった。(本件は通知帳票の改善で対応できるかもしれない。技術評価委員会の事務局と連携して検討することを薦めたい。)
- ②同じく報告書に関して、廃棄物管理課の正控え版において、考察・評価に係る重要な部分が落丁状態であった。
- ③記録様式として定められた記載欄の一部が空欄のままであった。重要度の低い情報であると思われるが、様式として定めたのであれば、きちんと記載する習慣が望まれる。もし、不要な情報であると見做すのなら、様式を公式に改正すればよい。

平成18年度 第2回定期監査

部門別の監査結果 (再処理事業部 No. 10)

(1/2)

被監査部門	再処理事業部 保修部 計装保修課	備考 (参照規定類、等)	
監査実施日	平成18年11月8日		
(プロセス監査)			
保修部 計装保修課が携わった所管業務開始から終了までの一連の活動が規定に定められた手順に従って実施されているか否かを監査した。			
1. 監査対象工事と実施に至る経緯			
F施設キャスク移送台車の動力ケーブルがガイドローラから外れる事象が発生した。本装置は使用済み燃料受入に不可欠な装置であることから、当該事象に対する緊急対応が必要となった。			
このため、当該装置の主管部門である燃料管理課から作業依頼票(計装保修課作業票No. : F-計保-06-012(H18. 6. 28))が本工事担当部門である計装保修課に提示された。計装保修課はこれを受け、以下に記載する業務活動を実施することとなった。			
2. 緊急契約			
本事項への対策は緊急を要するため、右記の規定に記載されている緊急契約手続きが採用された。本契約に係る保修部としての事前承認を得るために、緊急契約事前承認書(H18. 6. 28)が起票され、保修部長承認を得た。			
上記の処理と同時に、業務発注部署である業務管理室 機器購買GL宛に緊急契約依頼書(H18. 6. 28)が所定の手続きの後、送付された。また、これと同時に発注予定先のメーカーに対しては、緊急発注が実施される旨が内示されている。さらに、同日、機器購買GLより、契約決定がなされた旨の通知が計装保修課に通知され、発注先との作業に係る実質活動が可能となった。			
3. 工事に係る必要文書類の提出と承認			
①発注先への工事仕様書類の提示			
計装保修課長承認の概略工事仕様書(件名: F施設キャスク移送台車点検修理)及び共通工事仕様書が発注先に提示された。			
②発注先からの提出書類のレビュー・承認			
発注先より当該工事に係る工事要領書が計装保修課に提出され、その内容が承認された後、発注先に返却されていることを確認した。			
③JNFL内での工事承認			
本設備の管理は、燃料管理課であることから、計装保修課より燃料管理課に対して、当該工事を実施する旨の届出が行われ、燃料管理課において工事許可(工事実施期間: H18. 6. 28~H18. 8. 25)がなされている。なお、本届出は、上記(1項)に記載されている作業依頼票中の該当箇所で行われている。			
4. 実工事に係る管理・承認			
担当課が立会等を行う事項については、工事開始前に発注先より提出された工事要領書中に明記されており、記載に従った事項については、欠落が無い確認作業が実施されていることを、検査記録により確認した。			

資材契約事務要則
(要則資第1号)

5. 実工事終了に伴う処置

①完了報告書

工事終了に伴い、発注先より工事報告書(H18.8.25)が提出され、担当課における承認がなされていることを確認した。なお、当該報告書には今回の損傷に対する対応策の改善提言も添付されている。

②検収

工事完了を確認したのを受け、担当課において検収作業(H18.8.25)が実施されたことを確認した。

6. 事後決裁稟議の作成・承認

本工事は緊急に実施の必要があったことから、「緊急契約事前承認書」をもとに実行されている。このため、正式稟議(H18.9.4)は事後になされたものであるが、本件については、右記の規定中に緊急時の対処方法として明記されており、規定に従って適切に実施されたものである。

通常の工事発注で提示される工事仕様書を含む文書が整備され、部としての正式決裁(事後決裁)が行われたことを確認した。

資材契約事務要則
(要則資第1号)

7. 所管部門への工事完了連絡

所管部門への工事完了報告が、上記(1項)に記載されている作業依頼票中の該当箇所を用いて、計装保修課から当該装置を管理している担当当直長に対して連絡され、当直長の承認が行われた。

本事項をもって、一連の保修作業が適切に完了したことを確認した。

(一般監査：計器類の校正)

保修部 計装保修課に係る一般監査として、計装保修課の主要業務と考えられる監視機器及び測定機器の校正業務について監査を行った結果、右記の規定に従い適切に実施されていることを確認した。

監視機器及び測定機器
管理マニュアル
A5-N5-15-001-02

(第三者監査所見)

計装保修課が所管するスタートから完了までの実施業務をサンプリングし、その実行状況が規定に従い、適切に行われているか否かについてプロセス監査を行った結果、当該課の業務は関連規定類に従い、適切に実施されていることを確認した。

上記の監査範囲においては、品質システムは良好に機能していると判断するが、下記の観察事項と提言事項を提起する。

(観察事項)

工事に係る要員リストは、受注先からの工事体制図で代用することとなっていたが、この体制図中に含まれていないメンバーが検査記録中に氏名記載されている。

(提言事項)

計装保修課より受注先に対して、工事仕様書中で各種の文書類の提出を要求している。受注先からは順次、要求文書類が提出されているが、今回の監査において未受領の要求文書があることが確認された。当該事象と関連した取組みとして、計装保修課では課内文書「調達文書に係る各種書類のファイリング方法」により、受注先より提出された文書管理が行われつつあることを確認した。この仕組みをより徹底するとともに、同様の事象の発生を防止するため、規定類への取り込みを早急に実施することが望まれる。

平成18年度 第2回定期監査

部門別の監査結果 (再処理事業部 No. 11)

被監査部門	再処理事業部 保修部 電気保修課	備考 (参照規定類、等)	
監査実施日	平成18年11月8日		
(前回の提言事項のフォロー状況)			
前回の定期監査（平成18年5月）において、下記の提言事項（採否は任意）を提起した。電気保修課においては、当該提言事項を前向きに捉えて、フォロー活動が実施されたことを確認した。下記に提言事項を再掲し、その下段にフォロー状況を付記しておく。			
<p>■提言事項： 今回の案件は、緊急工事のため、正式稟議は事後決裁されている。当該行為は、規定に従った適切なものであるが、事後における正式稟議の作成・決裁は可能な限り速やかに実施されることが望まれる。</p> <p>→上記のLRJコメント(H18.5.24)への対応ならびに当該処置の周知徹底を図るため、電気保修課内において速やかに本提言事項の課内回覧(H18.5.31)が行われたことを回覧記録により確認した。 合せて、本コメント以後の処置が適切に実施されていることを確認するため、2件の緊急契約案件に対する事後決裁実施状況を検証した結果、両件とも工事期間内で正式決裁がなされていることを確認した。</p>			
(第三者監査所見)			
提起した提言事項を前向きに捉えたフォローが実施された。その活動を評価したい。			

平成 18 年度 第 2 回定期監査

部門別の監査結果 (再処理事業部 No. 12)

被監査部門	再処理事業部 再処理計画部 技術G	備考 (参照規定類、等)
監査実施日	平成 18 年 11 月 8 日	
(前回の提言事項のフォロー状況)		
<p>前回の定期監査（平成 18 年 5 月）において、下記の提言事項（採否は任意）を提起した。技術 G においては、当該提言事項を前向きに捉えて、フォロー活動が実施されたことを確認した。下記に提言事項を再掲し、その下段にフォロー状況を付記しておく。</p>		
<p>■提言事項：</p> <p>設計評価会では、報告事項に係る質問、提言（忠告）、指示が行われている。その対応を後続の評価会において行っていることが確認できる一方、完璧にリスト化してフォロー完結を確認していく管理体制が観察できなかった。また、提言（忠告）、指示の中には詳細設計段階、あるいは建設段階に適用すべき事項（長期チャレンジ事項）も含まれているので、それらを確実に伝達していくことで評価会の意義が高まる。これらを実現するための検討が望まれる。</p> <p>→設計評価会のフォローリストの様式を変更し、完了／未完了の識別が可視化されると共に、後日の段階で反映すべきことなどの特記欄が設けられた。</p>		
<p>(第三者監査所見)</p> <p>提起した提言事項を前向きに捉えたフォローが実施された。その活動を評価したい。</p>		

平成 18 年度 第 2 回定期監査

部門別の監査結果 (再処理事業部 No. 13)

被監査部門	再処理事業部 施設建設部 廃棄物処理施設建設 G	備考 (参照規定類、等)
監査実施日	平成 18 年 11 月 8 日	
(前回の提言事項のフォロー状況)		
<p>前回の定期監査（平成 18 年 5 月）において、下記の提言事項（採否は任意）を提起した。廃棄物処理施設建設 G においては、当該提言事項を前向きに捉えて、フォロー活動が実施されたことを確認した。下記に提言事項を再掲し、その下段にフォロー状況を付記しておく。</p>		
<p>■提言事項：</p> <p>①設計担当メーカーとの合同検討の過程で提起した各種のアクション（要望、指示事項）は議事録あるいはコメント表を経て、担当メーカーによってフォローされているが、すべてのアクション事項が網羅されたことを確認する管理状況を観察することができなかった。「懸案リスト」を整備し、かつ、そのフォロー完了を可視化できる管理体制の構築が望まれる。基本設計の一環としての R&D 項目の欠落防止は、特に重要であろう。</p> <p>→「議事録フォローリスト」の様式が新たに策定され、処理担当、対応期限、対応日、処置の概要、という欄を設けてフォロー状況を可視化しつつ、管理が実践されていることを確認した。</p> <p>②R&D 過程での諸経緯を明確に残し、後継者（後輩）に伝達・継承する仕組みを構築しておくことが望まれる。</p> <p>→上記のフォローリストを検索可能な状態にすることによって、類似の技術問題が生じたときに後継者が活用できる仕組みを志向している。</p>		
<p>(第三者監査所見)</p> <p>提起した提言事項を前向きに捉えたフォローが実施された。その活動を評価したい。</p>		

平成 18 年度 第 2 回定期監査

部門別の監査結果 (再処理事業部 No. 14)

被監査部門	再処理事業部 土木建築部 土木建築技術課	備考 (参照規定類、等)	
監査実施日	平成 18 年 11 月 8 日		
(前回の提言事項のフォロー状況)			
前回の定期監査(平成 18 年 5 月)において、下記の提言事項(採否は任意)を提起した。土木建築技術課においては、当該提言事項を前向きに捉えて、フォロー活動が実施されたことを確認した。下記に提言事項を再掲し、その下段にフォロー状況を付記しておく。			
■提言事項(品質記録への承認日等の記載に係る事項)			
1) 各種品質記録の承認に際しては、承認日の記載付記が望まれる。 →承認日の記載を徹底するため、課員全員に対して日付入りの印の作製・配布がなされていることを確認した。 本件が実際に実践されているか否かを確認するために、直近の品質記録(第 3 低レベル廃棄物貯蔵建屋(db1)の基本設計書類)を検証した結果、上述の印を用いた適切な処置が行われていることを確認した。			
(第三者監査所見) 提起した提言事項を前向きに捉えたフォローが実施された。その活動を評価したい。			

平成 18 年度 第 2 回定期監査

部門別の監査結果 (再処理事業部 No. 15)

被監査部門	再処理事業部 防災管理部 防災管理課	備考 (参照規定類、等)	
監査実施日	平成 18 年 11 月 8 日		
(前回の提言事項のフォロー状況)			
前回の定期監査(平成 18 年 5 月)において、下記の提言事項(採否は任意)を提起した。防災管理課においては、当該提言事項を前向きに捉えて、フォロー活動が実施されたことを確認した。下記に提言事項を再掲し、その下段にフォロー状況を付記しておく。			
■提言事項 (品質記録の鉛筆での記載に係る事項)			
今回、サンプリングした不具合処理票への記載は、鉛筆を用いて記載されている。品質記録として、保存するものについては、記録修正が行われた際には、容易に判別できる筆記具(例えば、ボールペン、万年筆等)により記載することが望まれる。			
→上記にコメントした不具合処理票(No.-60-FJ00-006)以降のものについては、ボールペンでの記載徹底がなされていることを実記録により確認した。また、上記の徹底を図るため、次回改訂時に当該事項を関連規定類に追加記載することである。			
(第三者監査所見)			
提起した提言事項を前向きに捉えたフォローが実施された。その活動を評価したい。			

平成18年度第2回 第三者定期監査日程及び出席者

(再処理事業部)

実施日	実施時刻	被監査部門	実施内容	出席者	実施場所
11月6日	9:30~9:50	全被監査部門	オープニング ミーティング	対応者: [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]	再処理事務所 異常時対策室2
				事務局: [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]	
				[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]	
				[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]	
				[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]	
	10:00~12:00	保安監査部 品質管理部	監査	対応者: [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]	再処理事務所 2D
				[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]	
				[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]	
	13:00~14:20	品質管理部	監査	対応者: [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]	再処理事務所 2D
	14:30~16:00	技術部 運転部	監査	対応者: [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]	
	09:30~11:30	運転部	監査	対応者: [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]	
11月7日	13:00~17:00	運転部	監査	対応者: [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]	再処理事務所 2D

注記:個人名はプライバシー保護のためマスキングとする。(日本原燃)

実施日	実施時刻	被監査部門等	実施内容	出席者	実施場所
11月8日	9:30~12:00	保修部	監査	対応者: [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]	再処理事務所 2C
	15:30~17:00	再処理計画部 施設建設部 土木建築部 防災管理部	監査	対応者: [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]	
11月9日	15:30~16:00	全被監査部門	クロージング ミーティング	対応者: [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] 事務局: [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]	再処理事務所 異常時対策室2

注記:個人名はプライバシー保護のためマスキングとする。(日本原燃)